



都政第347号
令和8年1月6日

関係団体の長様

新潟県土木部都市局都市政策課長

「にいがた空き家管理活用サポーター」の登録制度の創設について

日頃より本県の都市・住宅政策に格別のご協力を賜り感謝申し上げます。

県では、市町村が行う様々な空き家対策の取組を支援するため、「にいがた空き家管理活用サポーター」として、空き家の啓発、相談、流通、利活用、管理、除却などの取組を行うことができる団体又は個人を募集し、県が登録する制度を創設しました。

つきましては、貴団体をはじめ、所属する法人・個人の皆様から下記により積極的な登録にご協力いただくとともに、本制度について幅広く周知していただきますようお願いします。

記

1 にいがた空き家管理活用サポーターについて

別添①「にいがた空き家管理活用サポーターとは」のとおり

2 登録の流れ

- (1) 登録希望者が県（都市政策課）に登録申請書を提出
- (2) 県が内容を審査し、登録決定通知等を行う
- (3) 登録決定後、県ホームページに掲載

※その他、登録要件については別添②「にいがた空き家管理活用サポーター登録制度要綱」をご確認ください。

3 本制度の説明会について

TeamsによるWEB会議にて開催する予定です。ご参加を希望する場合は、電子申請システムのURLから、説明会の前日15時00分までに申請をお願いします。

- (1) 第1回：令和8年1月14日(水)13時30分から14時30分
- (2) 第2回：令和8年1月20日(火)13時30分から14時30分
- (3) 第3回：令和8年1月28日(水)13時30分から14時30分

【説明会申込フォーム】

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=27039

4 その他

県ホームページでもサポーターの募集ページを公開しています。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/toshiseisaku/niigata-akiya-supporter2025.html>

(担当)

都市政策課 広域都市政策班 横山・細川

TEL 025-280-5428 (直通) FAX 025-285-0624

E-MAIL ngt160010@pref.niigata.lg.jp